

第9回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和2（2020）年8月14日（金）午後7時～

場所：やわらぎ会館4階多目的ホール

1. 開催要件の確認について

委員15名中15名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

今日もご苦勞様です。お盆の期間中ですが、かえって集まりやすかったかもしれません。こうして皆さんに集まっていたいて議論ができるというのは大変ありがたいことだと思っています。

本日からはいよいよ、条例案の具体的な条項それぞれについて、煮詰めて行く作業をしていただくこととなります。今日からは、最終的に私たちとしてどういう案を出すのが一番良いのかについて、この審議会の中で一定の結論を出していく作業に入ります。

もちろん、今日の段階で何もかも詰めてしまうというのは無理だと分かっていますので、何回かかけて丁寧に議論していきたいと思っています。

条例案づくりの最終段階に入ったということで、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、3密に気をつけて感染症防止をしながら、議論をしっかりとやっていきたいと思っています。よろしくお願いをいたします。

2. 条例素案及び逐条解説（前半部分）について

事務局から条例素案と逐条解説（前半部分）と議論の進め方について、以下の説明があった。

- ・（仮称）王寺町まちづくり基本条例 条文素案&条文解説案 前文及び第1条から第11条について要点と検討のポイントの説明
- ・3～4人1グループで条例案と解説案について意見交換を行い、その後、全体での議論を行う。

【会長】

ここからは全体で意見交換をして、資料で示していただいた各条文の検討のポイントについて、検討の余地があるところは固めていく、あるいは意見を出していきたいと思っています。

どこまで意見の一致ができるか分かりませんが、ここでの意見を踏まえて、次回までに事務局が案を改めて作成して、次回の審議会で確定できればと思っています。ただし、今日のところで確定できるものはできるだけ確定していただきたいと思っています。

特に、前文のところは意見がいろいろとあるだろうと思っていますし、他のところについても決めにくいところは今日ご意見をいただいて、次回の審議会でも最終的に決めていこうと考えています。

今日決めたいところは、第1条、第2条、第5条から8条で、方向だけでも決めておきたいなと思っていますが、ここからの議論次第ですのでよろしくお願いいたします。

まずは前文について、ご意見をいただければと思います。すべての意見をうまく取り入れられる

かは分かりませんが、今日いただいた意見を踏まえて次回までに最終案をつくりたいと思っています。

○前文

議論のまとめ

- ・今回出た意見をもとに前文案を2案作成し、次回以降の審議会で検討

◇各委員からの意見

①文言、内容について

【委員】

・歴史や先人たちが築いた伝統を守っていく、という内容に偏っている。それらを共通認識とした上で自然環境や社会情勢、価値観が変化し地方自治体の役割も変化していることを踏まえて、新たに対応しなければならない問題もあるということを前文に記載し、その実現のためにまちづくり基本条例を制定してまちづくりを進めていく、という書き方にしたら目的がはっきりするのではないか

【委員】

- ・「最下流」という言葉の印象が悪いので再考を

【委員】

逐条解説案の部分で、「王寺町に関わる全ての人が未来に明るい希望を持ち、創意工夫しながら楽しく活躍できるよう、王寺町まちづくり基本条例を制定します。」とあるが、王寺町に住んでいる人だけではなく、多様な人々と交流して、巻き込んでいく、という内容が重要である。

条文案にはその主旨が反映されているが、逐条解説案では「町民だけでなく、議会や行政と」と、あり限定的になっているため、内容の再考が必要。

【委員】

「町民一人ひとりがその自覚と責任を持ち、町を愛し、誇りに思うとともに」という文言があるが、総合計画の学校教育の部分で、「郷土愛」という文言を使っており、条文にも採用できないか。

また、「誇り」という言葉を使っているが、より印象的な言葉はないか。

②「あとがき」の様式についての議論

◇提案

前文の他に「あとがき」を配置してはどうか

◇「あとがき」の概要

・附則の後に配置し、現在の前文の内容、もしくはまちづくり基本条例を制定するにあたっての思いを内容として盛り込む。

・「あとがき」を配置することで、前文の内容を簡潔にすることができる。

・前文には、読み手の興味を惹き、引き付けるような内容を簡潔に記し、王寺町の歴史やまちづくりにかける思いを「あとがき」に記載する

◇各委員の意見

- ・「あとがき」をつくることに賛成。あとがきのあるまちづくり基本条例はおそらく前例がなく、全国で初めての事例となることで、王寺町民にとっても誇りに思える条例になるのではないかと
- ・現在の前文案をそのまま「あとがき」にすればどうか。新たにつくる前文は3行程度、キャッチーでイメージが膨らむものにできれば

◇新川会長の見解

法令上は、条文の最後は施行期日を附則等で定めることになるので、その後ろに付属文書的なあとがきが付くというイメージになるのでは。

見たことのない例だが、国会等でも法律制定後、附帯決議がされるので、そういった形式もあるのではないかと

◇決議に向けて

事務局が現行案を加筆修正したものと、「あとがき」の様式を採用したパターンの2案を作成し、次回審議会で提示。内容を比較検討し、条文案を固める。

③議論の進め方について

◇問題提起

【委員】

- ・今日の議論全般において、要点や検討のポイントが整理されていないまま進められている

【委員】

- ・この場である程度決を採らないと、限られた時間の中で条例案が作成できないのではないかと。

◇新川会長の見解

・本日の審議会は、これまで取り上げられていない、あるいは重要な検討ポイントについて、改めて意見を出す場だと考えている。

・今回の条文案には第8回審議会での意見は反映されていないので、改めて現状の条文案についての意見を出し、問題点や修正点を洗い出し、次回以降の審議会でその内容を修正案にどれだけ反映できるかという点が重要。

- ・前文については次回審議会にて、事務局から複数案提示し、審議会で検討する。

○第1条「目的及び条例の位置づけ」

議論のまとめ

- ・現在提案の条文案で進める

◇各委員からの意見

【委員】

条文そのものは問題ない。逐条解説案で、「この条例との整合性が図られるべきであることを定めています。」あるが、条文案では、「この条例との整合を図らなければなりません。」となっている。

逐条解説案でも、「この条例と整合性を図らなければならないことを定めています。」の方がよいのではないかと。

【委員】

前回の審議会の時に、この条例の目的が曖昧だという意見を出したが、その要因は第1条というよりは、「基本理念」と「基本原則」の中身が曖昧なために出てきているところがあるので、この目的の条文自体を触ろうという意見ではない。

この後の「基本理念」「基本原則」のところで意見したい。

○第2条「用語の定義」

議論の要点

- ・「用語の定義」は条文として置く
- ・個々の項目の内容については、次回審議会にて事務局より案を提示

◇各委員からの意見

①1項「町民」、2項「住民」

【委員】

町民と住民の定義はこの書き方で良いが、どれぐらいの人数が関わりのある条例なのかが分かるように書かれるとより良いと思う。もちろん王寺町に関係する人口は流動的なものだが、概算で住民が約2万人、町民が7万人などとすれば、これだけの人に関わる条例なのだと分かるので、記載があるとよいという要望です。

【委員】

私は、住所は王寺町ではなくいわゆる町民で、平日の日中だけ王寺町で勤務をしている。これまでの私たちの仕事の定義は、ごく狭い範囲の、知的障害のある方へのサービスというものだったが、町民としてどれだけ広く福祉を提供する団体となりえるか、というのが私たちの大きなテーマ。

福祉を考える時に、地域の高齢者や障がい者やお子さんとなりがちだが、これからは王寺町の企業と連携しながら大きな受け皿をどうつくるかという中で、王寺町の住民のサポートを町民としてできることを探っていかなければいけないと日々感じている。

企業が福祉を考える時に、私たち福祉の担い手のパートナーになることもあるということをごここで示せるとより夢があると思う。

【委員】

「町民」の記載についてですが、少し読みにくいので、「町内に居住する者、町内で学ぶ者、働く者及び町内で事業を営むものなど、町内で生活ないし活動を行うものをいいます。」と書いた方がよいと思う。

続いて、「住民」のところ、逐条解説案の記載は地方自治法施行令から引っ張っていて、条文案には「町内に住所を有する者をいいます。」と書いてあるが、町内で事業を営んでおられる方も住民である。事業者も法人住民税を払い、住民監査請求についても法人が権利を持っていることから考えると、ここでは「町内で住所を有する者及び事業を営むものをいいます。」と書いた方がよいのかと思う。

【会長】

町民の定義の中には確かに「町内で事業を営むもの」と入っていて、できるだけ広く定義しており、お話しいただいた趣旨は含まれていると理解している。

町民がどれだけの人数になるのかはこの場では把握できないので、事務局の方で検討できれば。

② 3項「行政」

【委員】

「行政」について、逐条解説案で「行政は、地方自治法では執行機関とも呼ばれ、それぞれの機関に属する職員も含んでいます。」と書いてあるが、これは逐条解説で書くよりも条文に含めて書いてはどうか。

③ 6項「まちづくり」

【委員】

「まちづくり」の項で「住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいいます。」と書いてあるが、あくまでまちづくり基本条例なので、一般的な書き方でまちづくりを定義するのではなく、基本理念や基本原則で王寺町の目指すまちづくりということで、もう少し具体的に定義した方が分かりやすいのではないかと。基本理念や基本原則の中で定義するのであれば、第2条の中では削除してよいかもしれない。

④ 7項「コミュニティ」

【委員】

第2条第7項「コミュニティ」が難しく書いてあるが、「組織及び集団」とすると限定しすぎているのではないかと。また、逐条解説案の中では、「地域的なつながりからなる組織及び団体並びに人々の関心や興味等により構成される組織及び団体」とあり、まちづくりの議論とずれてきているのではないかと。

コミュニティの基本は、地域と地域の人と人のつながりが最初であって、それと別に発展した団体や集団もある。例えば、「王寺町の地域を機縁とした町民一人ひとりのつながり、またはそれを基礎として」というのを今の条文案のはじめに持ってくるのはどうか。

一人の人が何かの活動でつながって、活動を始めるというのも1つのコミュニティではないかと思うので、この定義はもっと議論を詰めた方がよいかと思う。

【委員】

コミュニティという概念が人によってイメージが違うと思う。どのようなイメージで案を作成したのか説明してほしい。

【会長】

コミュニティの定義について、どういう検討の経過があったのか事務局から説明を。

【事務局】

コミュニティの定義については逐条解説案に書いている通り、自治会のような地域的なつながりからなる組織や団体だけでなく、広く言えばボランティアなどの、住民自治や団体自治につながる公益的な目的をもとに集まって活動いただくような組織や団体をイメージしている。

【委員】

まちづくり基本条例でその定義は狭すぎると思う。行政側からの定義で、一定の大きさに限定されている。そうではなく、地域でつながって始まったいろいろな活動があり、まずはそれを興していこうというのが、このまちづくりの一番の肝になるところだと思う。

その観点での定義で福祉的な目的の団体に限定するのではなく、ぜひとも地域での人と人とのつながりという内容を入れてほしい。

【委員】

私も同じくコミュニティにこだわりがあり、事務局の解釈と自分の考えがずれていて、一人ひとりの考え方を大切にしてほしいと思う。

一人の人が何かの催しに参加したことで気づきがあり、その人の考えが変わって、その人を見て影響を受けた人が出てくるという人間と人間の化学反応のようなことから生まれるコミュニティには本当に自主性があり、まちづくり基本条例の核となるもの。それがあって初めてここで目指しているものが叶っていくということを、個人の意見として言っておきたかった。

【会長】

一般的には、人と人とのつながりやそのつながりができる中で共通して持たれている考え方やものや行動など、共有できるものがあるところに成立するのがコミュニティと言われている。

ただし、まちづくりなので、行政の方はそれをまちづくり向きのコミュニティを一生懸命お考えになられたのだと思う。

基本のところは関係や関わり、そこで共通のものや共有できるものなどがコミュニティの元々の意味なので、どこまで広く取るのか、あるいは条例にふさわしい定義としてどの範囲までに納めるかという塩梅の問題だと理解している。この点、今の定義では狭すぎるのではないかということでご意見をいただいた。

【委員】

先ほどから出ている「コミュニティ」の定義について、やはり幅をどこまで持たせるかというところで、各受け取り手によって変わってくるところもあるとは思うが、逐条解説案の中で、「組織及び団体」という使い方をしている部分が、組織的な集団でなければならないというイメージにつながると思う。

条文案を見てみると、「組織及び集団」という言い方をされているので、「集団」で統一する方が、先ほど意見のあった「組織的なもの以外の地域のつながり」というところにもイメージがつながりやすいと思うので、団体と集団どちらが良いかというのはあるかと思うが、条文案と逐条解説案で

は単語を統一して、よりイメージが近い方に設定すればよい。

【会長】

この「用語の定義」のところについては、前々から定義を置くかどうか、意見をいただいていたが、条例としては用語の定義を置いた方がよいということで進めたいと思う。

個々の定義の中身についてはご意見をいただいたので、事務局と相談して次回に案を出したい。

○第3条「基本理念」

議論のまとめ

- ・今回出た意見を踏まえ、次回審議会では新たな条文案を事務局から提示する

◇各委員からの意見

【委員】

第3条「基本理念」と第4条「基本原則」が同じことを言っているように見えるが、どちらもなければいけないものなのか

【委員】

ご意見のように重複していると思う。「基本理念」と「基本原則」の中身を見ても、「多様性を尊重する」という表現も重複しているし、まとめてしまってもよいかと思う。

ただし、私の意見としては、せっきく2つの条があるので、「基本理念」か「基本原則」のどちらかにまとめた上で、王寺町が目指すまちづくりの定義のようなものを第3条にまとめてしまうことを提案したい。

私からの提案として、まちづくりの目標としてこういったものはどうかということで案を2つ提示したい。

(1)「町民が安心・安全かつ高い満足度を持って生活を維持・発展させ、町民であり続けることに誇りを持てるまちづくりを目指します」

これは、災害などのリスクへの対応を行政が行うだけでなく、町民、行政、議会が連携し、そして王寺町での生活基盤が安定し、福祉の面でも対応してもらえる、そういう安心して暮らせるまちにしたいという意味。これまで「わくわくする」というテーマをずっと言い続けているが、これはもちろん歴史的な誇りもありますが、町民と行政と議会が連携してまちづくりを行っていることが他のまちからうらやましがられるような、子どもたちもそういう活動を見てこのまちはよいなと思えるような、町民であり続けることに誇りを持てるまちにしたいというものを掲げたらどうかと思う。

(2)「町民の自主的なコミュニティの形成とコミュニティを通じたまちづくりへの参画と協働を応援する地域社会を目指します」

市民一人ひとりでは何もできない。この審議会に参加されている方もほとんどは何かのコミュニティの代表として来られていて、それを通じていろいろな活動に関わっておられるので、一人ではなくコミュニティを通じたまちづくりへ参画することでまちづくりを促進させることを謳う。

そして、第4条の「基本原則」に、現在の「基本原則」と「基本理念」をまとめて書いていくとい

うのはどうかというのを提案する。

【委員】

「町民それぞれの個が活かされ、多様性が尊重される地域社会を目指します。」と簡単に書かれているが、逐条解説案では「互いに認め合い、それぞれが尊重される、優しい地域を目指そうとうたっています。」とあり、逐条解説文が詳しく書かれていて気に入っているので、逐条解説案を条文にしてほしいと思う。

【委員】

今までの審議会の中で、中学生でも理解できる条例にしようと言ってきたが、先ほどのコミュニティの説明でも難しい定義になっていたりして、全体として気になっています。

そして、基本理念の先ほどの提案を聞いてよいなと思った。その際、参画する「コミュニティ」の定義が肝になるのだと思う。この概念に共通認識を持てるのかどうか、どこまで踏み込んで書けるかにつながってくると思う。

【事務局】

法律のルールでは、できるだけ各条文はシンプルにして、逐条解説で細かく解説するというのが基本。これまでの審議会の議論の中で、委員の皆さんから必ず入れてほしい要素や入れてほしい要素がたくさんあった。前々回までのものについては、反映させている。条によっては、文章が長くなってしまい、読みづらいものもあると思う。

条文はできるだけ簡潔でそれでいて解釈できる文面に変えないといけない。逐条解説の中で限定的になっているという指摘があったが、できれば条文ではコンパクトに仕上げ、逐条解説でそれを詳しく説明する形にしたいと考えている。

各条文の中で、一言一句このように、といった形の指摘もいただいているが、それを訂正した時に、委員全員の合意形成に至るのも難しいと思うので、皆さんのご意見を聞かせていただいて、作成したいと思う。条文としてどこに出しても恥ずかしくないようなものにしなければならないと思っているので、その点、お断りだけさせていただく。

【委員】

「基本理念」と「基本原則」は、私にとってはここが条例で一番大切なところだと思っている。第3条「基本理念」では、私たちはこのようなまちづくりを目指しますと言っていて、そのためにこんなことに気をつけて守っていきますというのが第4条「基本原則」だと思っている。

分かりやすくシンプルに、というのが私のイメージだったが、現在の条文案だと難解だという印象。

【会長】

第3条の「基本理念」が第4条「基本原則」と内容的に重複してしまっているというご意見、そして本当に将来のまちの姿を示していくような基本理念として表現できていないのではないか、ということでご提案いただいた。逐条解説で表現されている姿の方が理念としてふさわしいという意見もいただいた。

そうしたところを踏まえて次回以降、第3条は新しい案を出す。

○第4条「基本原則」

議論のまとめ

- ・今回出た意見を基に、次回審議会にて事務局から条文案を提示

◇各委員からの意見

【委員】

先ほどの「基本理念」を変えて、この「基本原則」をベースに修正してはどうかと考えた。

3点あるが、「情報共有の原則」について、今持っている情報を伝え共有しめすと読めてしまうので、「相互に広く必要な情報を収集、共有します。」とした方がよいのではないか。

全体としては、王寺町の中に閉じられたものになっている気がする。「参画と協働の原則」では、例えば専門家など、王寺町外部からの情報収集や人的つながりも入れた方がよいと思う。また、単につながるだけでなく、「組織が有機的につながり、成長できることを促します。」というのはいかがでしょうか。

もう一つは、前文の中で様々な環境変化にどう対応していくのかということも書いてはどうかというものと、「基本理念」の中にも「環境対応の原則」を加えることを提案する。「時代と環境変化に対応した新しい取組に積極的に挑戦していきます。」というように、まちづくりの方向性にもつながるが、単に今までの歴史や先人たちが作りあげてきたことを守ろうということだけではなく、新しい環境変化に対して、可能な範囲でチャレンジしていくという思いを書かないと、守りだけになってしまうので、書き加えてほしい。

【会長】

条文案の書きぶりについて、内容をもっと豊かにということ、そして様々な新しい環境変化に率先して対応していけるようなまちづくりの原則を立ててはどうかという意見をいただいた。

最終的にどういう形で具体的にまとめられるかは分からないが、ここまでいただいたご意見に基づき、次回改めて案を出せば。

○第5条「町民の権利及び責務」

議論の内容

- ・「権利」と「責務」の言葉の使用についての意見出し

【会長】

次の第5条から第8条まで「責務」という言葉を使っているが、この点はこれまでも意見が別れていた部分。

「町民の責務」というのはおかしいのではないかということで意見があったこともあるが、一方では、町民自身が主体的に責任を持って行動していくという観点では「責務」という言葉が必要なのではないかという意見もあった。

結論までは出せないが、今日の段階で意見があればいただきたい。

【委員】

私は「責務」をそのまま残してはどうかと思う。その代わり、第5条第2項を削除するというのが私の意見。

第5条では、町民一人ひとりが単独でまちづくりに参画するようなイメージを持ってしまいが、その中には自治会や婦人会や老人会やPTAや商工会、NPOなどがあり、「コミュニティへの参加を通じて、または個人としてまちづくりに参画する」と書いた方が、自治会やPTAに参加しているという形でまちづくりの担い手になっていることを意識できるので、そのような書きぶりに変えた方がよいのでは。

不参加を理由に不利益な扱いを受けません、というだけではなく、積極的に参加しなさいということもあえて書いてはどうか。ただし、皆がやる必要はなくて、やりたい人がやったら、それを応援するという形でよいかと思うので、「責務」と書いてもよいのではないか。

【委員】

「責務」という言葉については先ほどの意見に賛成。

細かい話だが、第5条各項において主語がそれぞれ違うが、もう少し整理はできないか。例えば第6項では、「町民、議会及び行政は」となっているが、「町民の権利及び責務」の条項なので、町民を主語にした表現の仕方の方がよいのではないか。

【委員】

第4項だけ「義務」と表現されていて、この「義務」が何を指すのか明確にした方がよい。逐条解説案では、法律を引用していますとだけ書かれていて、税金を払う義務なのか何なのか分からないので、明確にしていれば、「役割」と言おうが「責務」と言おうが、問題ないと思う。

【会長】

第5条については、いただいたご意見を踏まえて、次回に議論できれば。

【会長】

予定していた時間がまいりました。まずは第 5 条までのところを、これまでいただいたご意見を踏まえて次回に改めて新たな修正案を提示させていただきたいと思っています。

第 5 条以降の内容についても、次回以降改めて検討させていただければと思っていますのでよろしくお願いたします。

今日のところは大変熱心にご議論いただきましたが、予定の時間が来てしまいましたので、また次回とさせていただければと思います。

3. その他

事務局から、臨時の審議会を 8 月 28 日(金)に開催する連絡があり、委員へ出席の依頼があった。また、10 月初旬にタウンミーティングを開催する旨の連絡があったが、新型コロナウイルスの影響により、10 月後半での開催を検討している。

以上